

12月のお知らせ

■お問い合わせ先 水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室 ☎0997-72-1115

「世界自然遺産の島」

奄美大島、徳之島、沖繩島北部及び西表島

vol.94

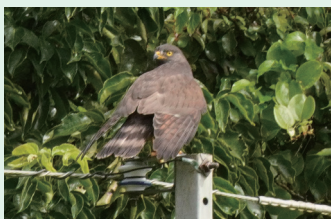
令和4年度第2回ことも世界自然遺産講座
「バードウォッチングへ行こう！」が実施されました！

10月22日(土)に、諸鈍集落にて令和4年度第2回ことも世界自然遺産講座「バードウォッチングへ行こう！」が実施されました。今回の講座では、奄美野鳥の会の清正齊さんらを講師にお招きし、加計呂麻島の諸鈍集落にてバードウォッチングを行いました。諸鈍集落は水田が残っているところなどから多くの野鳥を観察できる場所だそうで、当

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
■瀬戸内町役場代表 ☎72-1111
※なお、平日の17時15分以降や休日は、宿直室につながります。



AMAMI・OKINAWA World Natural Heritage © amami-ancc



サシバ

日はあいにくの天気でしたが、サシバやリュウキュウツバメなど12種類の野鳥を望遠鏡や双眼鏡を使って観察することができました。こども達からは、「かわいい！」という声が聞かれ、観察した鳥のスケッチでも達からは、「かわいいい！」という声が聞かれ、観察した鳥のスケッチで楽しんでいました。加計呂麻島へ渡るのが初めての参加者もおり、とても良い機会になったのではないかと思います。ぜひ皆さんも、身近にいる野鳥に注目し、観察してみてください。

■お問い合わせ先 放送大学鹿児島学習センター ☎099-239-3811

募集

放送大学入学生募集

放送大学は、4月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約8万5千人以上の学生が、大学卒業や学びの楽しみなど、様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、科目から学ぶことができます。資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学鹿児島学習センターまでご請求ください。

■出願期間

第1回…2月28日まで
第2回…3月14日まで

STOP!ロードキル

アマミノクロウサギの交通事故件数

ゆっくり運転してね!



今月 11 件
年間 80 件

今月：10月分
年間：1月～

募集

令和5年度鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、障害をお持ちの方を対象に令和5年度入校生を募集します。

■募集期間

令和5年1月4日(水)～
令和5年2月15日(水)

■試験場所

鹿児島障害者職業能力開発校
(薩摩川内市入来町)

■試験内容

筆記試験(国語・数学)および面接

■募集科目

情報電子、グラフィックデザイン、OA事務、介護福祉サービス、アパレル、ワークトレーニング

■授業料等

授業料は無料です。寮も併設しています。

■訓練期間

1年間

(令和5年4月～令和6年3月)

■申込方法

お近くのハローワークでご相談ください。

■お問い合わせ先 農林課農政係（担当：田原） ☎0997-72-1174
E-mail: nousei@town.setouchi.lg.jp

お知らせ

**コロナ禍による原油価格・物価高騰に
対する【肥料価格】緊急支援について**

国内で使用する化学肥料原料のほとんどが外国からの輸入に依存しており、その化学肥料原料の価格が、新型コロナウイルスや中国の輸出規制、ウクライナ情勢等の影響により高騰している状況となつています。そのような中、7月より肥料販売価格が大幅に値上がりしたこと、農家の皆さんの経営を圧迫するともに、適正な肥培管理ができないことが危惧されています。

このため町では、肥料価格の高騰に對する対策として、**町内の農家等に限り、これまでどおり（7月以前）の価格にて購入できるように緊急支援を実施しているところ**です。

つきましては、町が指定する肥料販売資格事業者において購入する場合には支援が受けられますので、ご活用ください。

今後も引き続き適正な肥培管理に努めていただき、農作物の生産・販売に取り組んでください。

成を行い農業者の経営基盤の強化を図ります。

■支援内容
対象肥料の令和4年7月1日以前とそれ以降の値上げ分の差額について助成します。

■対象者
瀬戸内町にお住まいの農業者等

■肥料販売資格事業者（町内の農業者に対する肥料販売店）
・JAあまみ瀬戸内支所
・畑種苗店

■実施期間
令和5年3月31日（早めに終了する場合がございます。）

◆ご不明な点がございましたら、役場農林課農政係までご連絡ください。

お知らせ

**住民税課税世帯の皆さまへ
瀬戸内町生活者・事業者物価高騰対策事業
のお知らせ**

家庭や事業所におけるエネルギー費用負担を軽減し、町内での消費下支え等を通じた生活者・事業者に対する助成を行うことで、現状で物価・エネルギー高騰の影響を受けらる方に対する経済的支援とし、更に町内でのポストコロナにおける事業の維持継続の促進を図ることを目的としています。

■商品券交付対象者
対象者は、令和4年9月30日において、瀬戸内町の住民基本台帳に記録されている方のうち課税世帯の世帯主

※詳細は上記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■助成内容
町内課税世帯に対し、一律3万円の商品券を交付します。（世帯主宛てに郵送します。特に申請・手続き等必要はございません。）

■郵送期間
令和4年12月19日を目途に、準備が整い次第、レターパックプラスによる郵送を予定しています。

続き等の必要はございません。）



■注意事項
・転売、現金との引き換え、およびその他の商品券や他の金券との交換はできません。
・盗難、紛失または滅失に関して、町は責任を負いません。
・有効期限内外に関わらず、現金での払い戻しはできません。

お知らせ

**司法書士による
法律相談会（無料）
のご案内**

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を左記のとおり開催します。

事前に予約されると、優先的にご相談いただけます。

たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度って何？会社を作りたい。など、様々な悩みもお気軽に相談ください。

■お問い合わせ先 瀬戸内町商工会青年部（木村司法書士事務所） ☎0997-72-3672

■相談日時
12月15日（木）
午前10時～午後1時

■相談会場
きゅら島交流館
2階更衣室（和室）

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を**受理した日から4週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

役場から、確認書が
届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります
【申請書】瀬戸内町役場ホームページから
ダウンロード。
該当者には、瀬戸内町役場から確認書が
送付されます。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年12月1日（木）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書】瀬戸内町役場ホームページから
ダウンロード。

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場保健福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

！ 収入が減少することを、あらかじめ解って、月の収入減少として申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

瀬戸内町緊急支援給付金コールセンター

「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金」窓口

0997-72-0123・0997-72-1068

受付時間 平日9:00~16:00

募集

わたし×社会
明日をひらく女性の
エンパワーメントセミナー

女性の潜在力の発揮が、「わたし」と「社会」をつなぎ、一人ひとりと、鹿児島県の未来をひらくと信じ、この「わたし×マネジメント」誰もが安心して働ける組織づくりをめざす女性のエンパワーメントセミナー」が開催されます。

令和4年11月24日から、令和5年2月18日の間で、「1000歳時代に向けた健康経営 持続可能な社会×女性こそ鍵」や「明日へのエール」が、ご自身の未来をひらく女性のエンパワーメント」などいくつかのセミナーがあり、オンラインにてご参加いただけるものが多くありますので、興味のある方はぜひご参加ください。セミナーや日程・申込みなどの詳細につきましては、瀬戸内町ホームページにてご確認ください。

町ホームページ
はこちらから



■お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境均等室 ☎099 - 223 - 8239

お知らせ

産後。パパ育児が
スタートしました

10月から、産後パパ育児、育児休業の分割取得が始まりました。産後のママの体調や職場復帰、年長の子どもの育児などを踏まえ、パパとママで育児の時期、回数、期間をよく考え、仕事と育児の両立を図りましょう。

■産後。パパ育児

子の出生後8週間以内の期間でパパが最大4週間（2回分割可）取得できます。

■育児の分割取得

産後パパ育児とは別に、1歳までの育児休業が2回まで分割で取得できます。最大で4回（産後パパ育児2回＋1歳までの育児休業2回）の分割取得ができます。

詳細は
はこちらから



■お問い合わせ先 町民生活課戸籍住民係 ☎0997 - 72 - 1060

お知らせ

第74回人権週間

12月4日から10日は「第74回人権週間」です。人権週間は、昭和23年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して国において定められたもので、今年で74回目となります。私たちの社会には、部落差別をはじめとして、障害者・外国人・性的指向および性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する偏見や差別など様々な人権問題が生じています。これらの問題を解決するためには、私たち一人ひとりが人権問題を「自分自身にも関わりのあること」として受け止め、身近な人権問題

について関心を持ち、正しく理解することが大切です。すべての人の人権が尊重される社会づくりのため、この機会に、ぜひ皆さんもあなたの身近なことから人権について考えてみましょう。

人権週間（12月4日～12月10日）期間中の特設人権相談所開設日

■日時

12月5日（月）
午前10時～午後3時

■場所

きゅら島交流館2階（休憩室1・2）
相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先 【裁判員】鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係 ☎099 - 222 - 7157

お知らせ

令和5年度の
「裁判員候補者」
または
「検察審査員候補者」
に選ばれた皆さんへ

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます。選定された候補者の方へは、11月中旬頃に「裁判員候補者への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。国民が司法に参加する二つの制度です。ぜひご協力ください。なお、わからないことがありましたら、それぞれの問い合わせ先へお尋ねください。

■お問い合わせ・ご提出先 建設課管理係 ☎0997-72-1197

お知らせ

令和5・6年度建設工事等指名願いの受付が始まります

令和5・6年度建設工事等の指名願いを受け付けますので、入札参加を希望する事業所は次のとおり申請を行ってください。

■対象年度

瀬戸内町に本社または営業所を置く事業所、町外の事業所ともに、令和5・6年度分（2箇年分）を受け付けます。

■受付期間

令和5年2月1日(水)～令和5年3月31日(金)
(土・日・祝祭日を除く)
※必着

■提出書類

瀬戸内町ホームページをご確認ください。
「建設工事入札参加資格審査申請書」ほか、必要書類の一部がダウンロードできます。
〔「産業・仕事」〕↓「建設」

建築」を検索してください。）

■その他

・瀬戸内町に本社または営業所を置く事業所については、従来1箇年ごとに受付を行っていましたが、令和3年度から2箇年分へ変更になっていますので、ご注意ください。
・受付期限を厳守してください。
・提出書類が揃わない場合は受け付けできません。

町ホームページはこちら



お知らせ

瀬戸内町島外大学生等修学支援事業

瀬戸内町では、新型コロナウイルス感染症、物価高・原油高等による影響で、世帯収入やアルバイト収入の減少等により、「学びの継続」が困難となっている島外在住の大学生等に経済支援を行っています。

■対象

次の要件をすべて満たす方

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学および高等専門学校に限る。）、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校に在学する学生

(2)令和4年9月1日

お知らせ

お口元気歯ツッピー健診

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度に76歳および80歳の誕生日を迎えられる後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔健診（お口元気歯ツッピー健診）を実施します。

高齢期になりますと、知らず知らずのうちに飲み込みの機能が低下し、窒息や肺炎の原因となります。この健診事業は、いつでも健康で美味しく食べて長生きしていただくために、歯周病や義歯の検査に加え、飲み込みの機能の診査・指導を行い、口腔機能の低下を未然に防ぐと

■健診期間

令和4年6月1日(水)～令和5年1月31日(火)

■場所

県内の歯科医療機関

■料金

無料

■対象

今年度76歳および80歳のお誕生日を迎える後期高齢者医療被保険者（昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれ、昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方）

■お問い合わせ先 鹿児島県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業班 ☎099-206-1329

お知らせ

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度に76歳および80歳の誕生日を迎えられる後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔健診（お口元気歯ツッピー健診）を実施します。

■健診期間

令和4年6月1日(水)～令和5年1月31日(火)

■場所

県内の歯科医療機関

■料金

無料

■対象

今年度76歳および80歳のお誕生日を迎える後期高齢者医療被保険者（昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれ、昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方）

■お問い合わせ先 税務課収納係 ☎0997-72-1117

12月は国保税等の滞納整理強化月間

12月は「鹿児島県下一斉国保税等滞納整理強化月間」です。本町では、この強化月間に合わせて次の取組を行います。

①夜間納税受付・納税相談（毎週水曜日午後5時30分～午後7時）

②広報車による広報

③夜間特別徴収

国保税は、国保制度を支える貴重な財源です。滞納期間内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

■口座振替にしてみませんか！

納期限日に指定

の預貯金口座から自動的に振替ができます。納付忘れや納付のためにわざわざ金融機関等へ出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。

■滞納すると…

国保税等が未納になっており、再三の警告にも応じていただけ

ない場合は、国保税等の負担の公平性を確保す

る観点から、財産の差押え等の滞納処分を行う

場合があります。また、特別な理由がなく国保税の滞納が続くと、通常の保

険証よりも有効期限の短い「短期被保険者証」の発行や医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担（10割負担）していただく「被保険者資格証明書」が交付されます。

■納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国保税等を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

新鮮野菜！はる市開催のお知らせ

地元の生産者とふれあう直売イベント「はる市」を開催しますので、皆様のお越しをお待ちしています。

■日時 毎月第1日曜日
午前10時～正午

■場所 海の駅1階フロア

■運営主体 瀬戸内町CSA協議会（泰山）

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
※出店者も募集しています。



朝市開催のお知らせ

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか？

■日時 毎月第3土曜日
午前8時30分～

■場所 海の駅1階フロア

■運営主体 海の駅朝市協議会
(代表 倉田)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
※出店者も募集しています。



■お問い合わせ・応募書類提出先 瀬戸内町役場総務課人事行政係
 〒 894-1592 瀬戸内町古仁屋船津 23 番地
 ☎ 0997 - 72 - 1111 / FAX 0997 - 72 - 1120

募集 令和5年度瀬戸内町会計年度任用職員の募集について

令和5年度の瀬戸内町が行うさまざまな業務・職種について担っていただく方を、「令和5年度瀬戸内町会計年度任用職員（旧臨時職員）」として、下記のとおり募集します。

報酬＋各種手当	・常勤職員の給料を基に、それぞれの勤務に見合う報酬が決定されます。 （時間給・日額給・月額給） ・期末手当・時間外勤務手当・通勤手当等が支給されます。
勤務時間	それぞれの職務内容により、1日あたり数時間～7.5時間となります。
休暇	年次有給休暇（6か月以上の期間で8割以上勤務の場合）、特別休暇、病気休暇、介護休暇など、国の会計年度任用職員に認められた休暇が付与されます。
分限・懲戒処分	常勤職員と同じで地方公務員法の定めによります。 （勤務実績不良、適格性の欠如、法令違反等の場合、免職や停職処分）

1. 応募資格

- ①令和5年4月1日時点で満年齢18歳以上の者（原則）
- ②町税および使用料に滞納がない者（同一世帯含む）

2. 応募期間

令和4年12月2日（金）から12月23日（金）まで（土・日曜日は除く）
 ※郵送可 12月23日（金）当日消印有効

3. 申込方法

所定の申込書兼履歴書および調査承諾書を町役場総務課人事行政係へ提出してください。
 （申込書兼履歴書等は役場総務課で直接配布または瀬戸内町ホームページからダウンロードできます。）

4. 採用方法

書類選考および面接選考で実施。 ※必要に応じて面接の実施日は追って応募者に連絡します。

5. 任用期間

（一年度内）令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

6. 募集する主な職種と報酬

その他の職種は、町ホームページもしくは役場総務課人事行政係からの配布資料で確認できます。

職種名	資格等	業務担当課	勤務時間	報酬額（円）		備考
一般事務補助員		該当各課	6.5 h / 日	月額	～ 129,700	
一般事務補助員 【障害者枠】	障害者手帳有	該当各課	6.5 h / 日	月額	～ 129,700	
船舶乗務員		商工交通課	7.5 h / 日	月額	～ 183,800	町営船甲板員
地籍調査員		財産管理課	7.5 h / 日	月額	～ 179,200	伐採作業等
保健師	資格有	保健福祉課	7.5 h / 日	月額	～ 238,500	
看護師（正・准）	資格有	保健福祉課	7.5 h / 日	月額	～ 225,600	へき地診療所勤務
保育士	資格有	町民生活課	7.5 h / 日	月額	～ 194,900	高丘もしくはへき地保育所
特別支援教育 支援員		教委総務課	7.5 h / 日	時給	～ 950	幼稚園および各学校勤務

※人事院勧告による職員給与表の改定により、報酬額は増減する場合があります。

■お問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎0997-72-1060

お知らせ 令和4年度犬の登録および狂犬病予防注射実施日程表

瀬戸内町では、今年度、飼犬の狂犬病予防注射を受けられていない方を対象に下記の日程、場所で予防注射を行います。まだお済みでない方はご都合の良い会場で受けていただきますようお願いいたします。また、実施状況や場所移動時間の関係で時間が多少前後することがありますので、ご了承ください。

■加計呂麻島

実施月日	実施予定時刻	実施会場
12月18日(日)	午前9時～午前9時50分	瀬相フェリー待合所前
	午前10時20分～午前11時10分	生間フェリー待合所前

■本島側

実施月日	実施予定時刻	実施会場
12月18日(日)	午後1時～午後1時30分	春日公園
	午後1時40分～午後2時	瀬久井集会所
	午後2時10分～午後2時30分	カメ公園
	午後2時40分～午後3時	役場正面玄関前

■登録手数料および注射料金(1頭あたり)

【新規登録の犬の場合】登録料：3,000円、予防注射料：3,400円

【登録済みの犬の場合】予防注射料：3,400円

【動物病院で注射済みの場合】注射済票交付手数料：550円

※動物病院で注射済みの方は動物病院で発行される狂犬病予防注射済証を提示してください。

※飼い主の変更(譲渡、転入出等)や飼犬が亡くなった場合等には手続きが必要になりますので、上記問合せ先までご連絡をいただくか、会場にて手続きをしてください。

さあ **自宅で e-Tax!** 作成コーナー 

確定申告書等作成コーナー から

「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

- 税務署への持参 **不要**
- 印刷・郵送代 **不要**
- 添付書類 **不要***
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間の利用可能時間 **24時間*** **いつでも**
※メンテナンス時間を除きます
- 還付金 **早期還付**
- 3週間程度**で還付!
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

令和4年（2022年）年末・令和5年（2023年）年始の家庭ごみ収集について

困ります、ごみ出しのルール違反！

日ごろから、ごみの減量および分別にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年も年末の大掃除などで多くのごみが排出される時期となりましたが、町民の皆様から

「回収後にごみが出されている」、「分別しないで捨てられている」といったルール違反の通報が多く寄せられています。

ごみを出す際は、近所の方の迷惑とならないよう、「ごみ収集カレンダー」や「瀬戸内町ごみ分別の手引き」を参照の上、ルールを守って正しく出しましょう。

年末の収集終了後は、年始の収集開始まで収集を行いませんので、家庭ごみ収集カレンダーにしたがって出していただきますようお願いいたします。また、衛生センターおよび加計呂麻クリーンセンターへは、**もやせるごみ**を持ち込むことはできませんのでご注意ください。

1. 瀬戸内町の家庭ごみ年末年始収集日・受入時間（8：30～12：00、13：00～17：00）

日付	令和4年12月				令和5年1月			
	28	29	30	31	1～3	4	5	6～
	水	木	金	土	日～火	水	木	金
家庭ごみの収集	通常				休み			
衛生センターおよび加計呂麻クリーンセンターへの持ち込み（粗大・資源ごみのみ）	通常				休み			
最終処分場への持ち込み（燃えないごみのみ）	通常				休み			

衛生センターおよび加計呂麻クリーンセンターへ直接持ち込む場合は職員の指示にしたがって処分してください。

【お問合わせ先】町民生活課 72-1060 衛生センター 72-1973 節子最終処分場 78-0515

2. 名瀬クリーンセンターのもやせるごみ年末・年始受入日・受入時間

日付	令和4年12月					令和5年1月				
	27	28	29	30	31	1～3	4	5	6～	
	火	水	木	金	土	日～火	水	木	金	
受入時間	8：30～16：45					休み		休み		8：30～16：45
昼食時間帯の持込	不可	可				休み		休み		不可

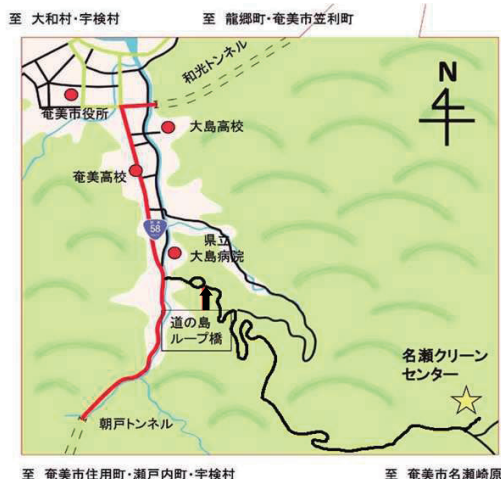
※「もやせるごみ」は、名瀬クリーンセンターにて有料で持ち込み可能です。手数料は、以下のとおりです。

※年末の3日間（12/28～12/30）は、特別料金（全て粗大ごみ料金）での搬入となります。

- ①黄色の指定「もやせるごみ袋」を使用した場合の手数料 100円
- ②黄色の指定「もやせるごみ袋」を使用しない場合の手数料 重さによって料金が変わります。

【お問合わせ先】名瀬クリーンセンター 0997-52-9766

■名瀬クリーンセンター位置図



奄美市名瀬平田町方面へ向かい、道の島ループ橋を経由してください。

※ 国道58号線沿いに案内板↓があります。



■お問い合わせ先 町民生活課戸籍住民係 ☎0997-72-1060

お知らせ

～受付時間延長～ マイナンバーカード（申請・交付）と マイナポイント（手続きサポート）

■日時 12月9日（金）・12月23日（金）午後5時15分～午後8時
12月10日（土）・12月24日（土）午前8時30分～正午

■場所 瀬戸内町役場町民生活課戸籍住民係窓口

■手続きに必要なもの

- ・申請の場合…本人確認書類 ※写真撮影は無料で行います。
- ・交付の場合…ハガキ・本人確認書類
- ・ポイント手続きの場合…マイナンバーカード

マイナンバーカードの数字4桁のパスワード（暗証番号）
キャッシュレス決済サービスID・セキュリティコード
（事前に取得しておく必要があります。）

※平日の午前8時30分から午後5時15分までの通常開庁時間帯も受け付けています。

※本人確認書類（以下の①書類を1点。ない場合は、②を2点持参）

- ①運転免許証・パスポート・在留カード・無料乗車券 など
- ②健康保険証・年金手帳・医療受給者証・学生証 など

マイナポイントの
付与対象となる
マイナンバーカードの
申請期限が
令和4年12月末まで
延長されました！



最新の情報はマイナポイント事業
ホームページをご覧ください！

⚠ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。
⚠ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

マイナポイント 🔍

お知らせ 新型コロナワクチン（1・2回目）未接種の方へお知らせ

コロナワクチン接種を希望される方は、コールセンター（72-3001）までご連絡ください。

医療機関名	瀬戸内町へき地診療所 古仁屋瀬久井西13-2
接種日時	12月2日（金）・12月23日（金）14:00～16:00
接種対象者	12歳以上
費用	無料
ワクチンの種類	ファイザー社（通常、3週間で2回接種）
予約	瀬戸内町コールセンター 0997-72-3001（平日9時～17時）

※ 希望者が一定人数集まらない場合は、日程を変更することがあります。

※ 日程の都合が合わない方は、コールセンターまでご相談ください。

■お問い合わせ先 各消費生活相談窓口

消費者ホットライン ☎局番なし188 瀬戸内町消費生活相談窓口 ☎0997-72-0640

鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999（大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999）

お知らせ リンク先への誘導に要注意！～宅配業者をかたるSMS

スマートフォンに届いた宅配業者をかたるショートメッセージサービス（SMS）のURLにアクセスしたら、重大なトラブルに巻き込まれたという相談が依然として寄せられています。実在する事業者をかたるSMSは、宅配業者の他に携帯電話会社や大手通販サイト、クレジット会社、銀行等をかたるものもあり、手口は次第に巧妙化しています。リンク先には安易にアクセスしないようにしましょう。

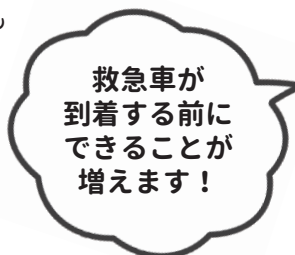
トラブルになったら消費生活相談窓口にご相談してください。

■お問い合わせ・お申込み先 瀬戸内消防分署（担当：嘉原・溝尻） ☎0997-72-1190

お知らせ **せとうち出前講座「一人でも多くの命を救うために！」**

あなたの知識が人を助けます！第一発見者のあなたにしか救えない命があります。私たちと一緒に救急に関する知識を勉強しませんか？あなたが数分で身につけた知識で救える命があります。少人数、30分と短い時間でも講座を行います。心肺蘇生法以外でもやけどや溺水などの応急処置、気になることがありましたらお気軽に依頼してください。

- 日時 常時
- 場所 瀬戸内町管内
- 料金 無料
- 定員 なし
- 対象 瀬戸内町住民および瀬戸内町就労者



■お問い合わせ先 瀬戸内消防分署警防係 ☎0997-72-1190

1. 消防団員とは？

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災をはじめ各種災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、集落や地区での経験を活かした消火活動・救助活動また、行方不明者等の捜索活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。本町では、108の方が消防団員として活躍しています。

2. 消防団の役割

集落や地区における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。また、女性消防団員も活動しており、防災訓練時の避難誘導や、高齢者住宅への防火訪問による火災予防啓発活動などにおいて活躍しています。

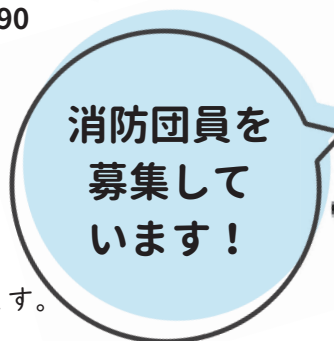
3. 消防団員の処遇

消防団員の処遇については、条例に基づき、年間報酬、出動手当を支給しています。また、消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償するため公務災害補償等の制度が設けられています。さらに、消防団員のうち、永年勤続し、成績優良で他の模範となる消防団員に対し、県知事、市町村長、消防協会等より各種表彰が実施されます。退職した場合には、慰労金として団員の階級および勤続年数に応じて退職報奨金が支給されます。

- ・団員の年間報酬：40,000円
- ・災害出動時の出動手当：1日につき8,000円
（従事時間が、4時間に満たない警戒・訓練等については5,500円）

4. 消防団員に入団するには？

条例で、入団の条件が制定されていますが、本町に居住し、年齢満18歳以上の方であれば、入団できます。興味を持たれた方は、ぜひ瀬戸内消防分署までご連絡ください。



消防団の状況（令和4年9月1日現在）

分団数	6分団
消防団員条例上の定員数	155人
消防団員数（女性含む）	108人
女性消防団員数	11人

鹿児島県による消防団PR動画（IZA！消防団）が公開されています。PR動画はこちらから



■お問い合わせ先 ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 ☎0997-73-7100

お知らせ **ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 12月の診療日のお知らせ**

6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火）
9：00～12：00、13：30～18：00 ※予約制

ゆいの島
どうぶつ病院
瀬戸内病院
ホームページ



令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

申請はお済みですか？

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる世帯(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② ■令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の世帯
または
■令和4年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった世帯

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■支給にあたっては、**申請不要な場合と、申請が必要な場合があります。**

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年4月1日以降に児童を出生した世帯で**住民税非課税**の世帯

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 出生月の翌月に児童手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している世帯、収入が急変した世帯)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに瀬戸内町役場町民生活課 児童母子係の窓口**に直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

詳細や申請様式については町のホームページに記載しています。

問い合わせ先
町民生活課 児童母子係 電話 0997-72-1060

■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎0997-72-1060

国民年金保険料の納付が困難な場合、 国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

年金に
ついての
お知らせ

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

○保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

免除の場合に応じて、一定の金額が保障されます！

メリット 1

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※納付猶予は年金の受給資格には含まれますが、年金額には計算されません。

万が一の際にも保障を確保！

メリット 2

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

①退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※退職（失業等）された方の前年度の所得をゼロとして審査されます。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除申請ができる期間 ・過去期間…申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで ・将来期間…翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方	以下のいずれかにも該当する方 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと ○ 所得が相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方 ※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込の経費等控除し算出します。 ※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。 ※3 免除等の判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、 <u>世帯主や配偶者が上記のいずれかに該当するときも、この簡易な手続きによる申請ができます。</u>
保険料の納付が免除される期間	令和2年度分として「令和2年7月分から令和3年6月分まで」 令和3年度分として「令和3年7月分から令和4年6月分まで」 令和4年度分として「令和4年7月分から令和5年6月分まで」 ※すでに保険料が納付済の月は除きます。 ※複数年度の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。

2022年12月277号

めばえ



今月の担当者

潤生会保育園

『瀬戸内町で子育てをされていて……』

約1年半前、夫の仕事の関係で県外からここ、奄美の瀬戸内町へやってきました。引っ越してきた当初、雨の多い天候やこじんまりとした街並み全てが驚きで、戸惑いを感じながら過ごしており、この地での生活に慣れることができるのか、また、1歳半の娘を連れ、頼れる人も頼れる場所もなく不安でいっぱいでした。夫も仕事で家を空けることが多く頼りにはならず…。

そんな時、友だちづくりも兼ねて仕事を始めようと思い娘を預けるため、保育所を探しました。しかし、どこも定員でいっぱい。

1日中、子供と2人だけの生活。大人と会話をしない日も続き、気が滅入りそうになることもありました。

このままではダメだと思い、近所の公園に出かけたり、積極的に外へ出向くようになると、私の地元ではあまり見られない、自由に使える公園の大型遊具が瀬戸内町には多く発見できたり、社交的な娘のおかげで友だちづくりもできました。

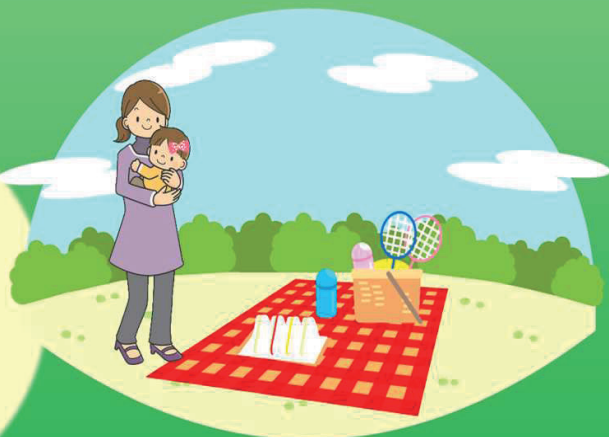
そして、瀬戸内町の人々の温かさや、誰にでも気さくに接してくれる人柄の良さを感じることができ、初めは不安だらけだったここでの生活にもだんだん慣れ、楽しくなってきました。

ありがたいことに、今年の4月から娘の保育園が決まり、私も潤生会保育園で保育士として働くことができています。働きたくても子どもを預ける場所がなく働けない、本当に保育を必要とする人が保育所を利用できないというところは残念に思っていたのですが、鹿児島市の待機児童が全国ワーストになったことがニュースになり、保育士不足も大きな要因の一つだなと感じました。

保育士をしながらの子育ては、本当に大変です。でも私は、保育の仕事にやりがいがあるから続けることができています。何か良い改善策が見つかることを願い、より楽しく、家族や島でできた友だち、職場の仲間たちとみんなで良い子育て環境づくりができたらと思います。

1月のご案内

篠川小中学校です。



教育委員会 社会教育課 生涯学習係
☎ 72-2905 担当:岩永



10月の図書館利用状況（開館日数：本館 26日・移動図書館 17日）
 【貸出冊数】5,041冊（+669冊） 【利用者数】925人（+128人）

一般書の新着



『両手にトカレフ』
 ブレイディみかこ/著
 14歳のミアは、学校では自分の重い現実を誰にも話せなかった。けれど、同級生のウィルにラップのリリックを書いてほしいと頼まれたことで、世界が少しずつ変わり始めて…。

- 『水中の哲学者たち』 永井 玲衣/著
- 『父が娘に語る、経済の話。』 ヤニス・バルファキス/著
- 『自閉症のぼくは書くことで息をする』 ダーラ・マカナルティ/著
- 『いつもの木曜日』 青山 美智子/著

児童書の新着



『なりたい自分との出会い方』
 岡本 啓史/著
 将来の夢、まだ決まらなくても大丈夫!ダンサー、舞台役者、料理人、教師を経て、現在は国際協力機関で働く元・落ちこぼれ中学生が、若者に向けて、学び方・働き方が多様になる時代に自分らしく生きる方法をアドバイス。

- 『ガリレオの事件簿 1』 東野 圭吾/著
- 『スープとあめだま』 ブレイディみかこ/作
- 『いただきますのおやくそくだもの』 きだに やすのり/作
- 『てんぐのけんか』 りとう ようい/文・絵

イベントのお知らせ

★セカンドブックのおはなし会

日時：12/11(日) 10:30~
 場所：図書館1階絵本コーナー
 3歳からたのしめる絵本や手遊びうたなどいろいろなおはなしを用意しています♪

★おはなしのじかん

日時：12/18(日) 10:30~11:00
 場所：図書館1階絵本コーナー
 楽しいおはなしをいろいろ用意しています♪

★図書館友の会

日時：12/4(日) 14:00~15:00
 場所：図書館1階事務室
 12月は本の補修の予定です♪

火曜日~土曜日9:00~18:00 / 日曜日・祝祭日9:00~17:00

月	火	水	木	金	土	日
11/28 休館日	11/29	11/30	12/1 大島	12/2	12/3	12/4 図書館友の会
12/5 休館日	12/6 加計呂麻	12/7	12/8	12/9 新着	12/10	12/11 セカンドブックのおはなし会
12/12 休館日	12/13 大島	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18 おはなしのじかん
12/19 休館日	12/20 加計呂麻	12/21	12/22	12/23 新着	12/24	12/25
12/26 休館日	12/27	12/28 年末年始 休館日	12/29 年末年始 休館日	12/30 年末年始 休館日	12/31 年末年始 休館日	1/1

移動図書館や図書館のイベントは、今後の状況次第で中止になる場合があります。ご了承ください。

郷土館のつぶやき!

年の瀬が近づくと思い出されるのが、昭和33年(1958年12月27日)の年末に発生した「古仁屋大火」の記憶です。古仁屋のまちの8割以上が焼野原となったこの大惨事は、鹿児島県下における戦後最大の大火とされています。

当時合併して3年足らずの瀬戸内町ではありましたが、野外で緊急町議会を開催するなどして、災害に強いまちに生まれ変わるため、翌年1月から昭和36年にかけて都市区画整理事業を導入して、現在の市街地が整えられました。



このような災害を再び起こさないためにも、この事を後世へ伝えていかなければなりません。

年末年始の休館について

瀬戸内町立図書館・郷土館は12月28日(水)から1月4日(水)の間、年末年始の休館日となります。この期間中、図書館で貸出・返却や予約はできませんのでご注意ください。

返却したい本がある場合は、お近くの返却ポストをご利用ください。

返却ポスト一覧

図書館入り口横・きゅら島交流館・役場1階・海の駅1階・瀬相待合所・生間待合所

お問い合わせ：図書館Tel0997-72-3799/郷土館Tel0997-72-1600